

平成27年度精華町いじめ防止対策推進委員会 議事要旨

1 開 会 平成27年7月17日(金) 午後2時30分

閉 会 平成27年7月17日(金) 午後4時20分

2 出席委員 桶谷委員長 草地委員 桑原委員 岩井委員
(欠席委員なし)

3 出席事務局職員

太田教育長	岩橋教育部長
北澤総括指導主事	竹島学校教育課長
山崎学校教育係長	森田指導主事

4 会議の概要

(1) 教育長あいさつ

(2) 出席者の紹介

(3) 本会の趣旨説明

・精華町いじめ防止基本方針について

(4) 委員長の選出

委員の互選により、桶谷委員が委員長となった。

(5) 議事

報告事項

・児童生徒数、学力、進路、生徒指導、不登校児童生徒等の状況

・精華町指導の重点・学びと育ちプラン

・平成26年度 精華町小中学校いじめ調査集計結果

ー報告に対する質疑ー

○草地委員

要綱の役割について。基本的に教育委員会の諮問に対し委員会が答申する形となるのか。

○教育部長

教育委員会の附属機関として、大きく2つの性格がある。1つ目は、いじめ防止のため専門的知見から諮問機関、2つ目には、重大事態発生時などの調査機関とし

て機能するものである。

○草地委員

委員が任意に活動するものではなく、教育委員会の求めに応じて動くという理解で良いか。

○教育長

教育委員会の求めに応じ活動を行うという認識でお願いしたい。

○桶谷委員長

実際、有事の際にこの4人で調査を行うのは業務量的にも大変難しく、短期間で集中して行うにはこの体制では不可能。大津で起こったいじめ事案での第三者委員会委員も受けているが、委員会委員とは別に調査員を任命し調査や事務を行った。大きな事案が発生すれば、それなりの体制を整えることが必要不可欠になる。

また、調査を行った結果について、どういう形で教育委員会に報告するのか、一定の考えはあるか。

○教育部長

実際の有事の際には、どのような形で報告頂くかは決まっていないが、第三者の立場で調査内容を報告頂くものと考えている。

○桶谷委員長

重大事態と認定した場合、どういう形で調査するのか、例えばいじめが原因で長期欠席が30日を超える場合などは、既に学校や教育委員会が調査しているケースが多いし、突然何かが起こったという場合は、この委員会で調査し報告も作成しなければならない。事案の中身によって対応が変わるので委員間でも共通認識を持って進めなければならない。

また、調査には事務局の協力も必要だが、当然、調査に当たっては中立性を担保しなければならない。正確な調査には相当の時間・労力が必要であり、大きな事案に対してはこの人数では難しい。調査に当たっては新たな調査員の任命も必要になってくるのではないか。

○教育長

有事の場合は教育委員会も調査等の事務にあたり状況の報告は行うが、教育委員会の調査結果をそのまま利用すると中立性と言う観点から当然問題がある。改めて調査頂く必要があると思うし、この4人の委員では限界があると思うので、その際には先進的な事例を参考に考えていきたい。

○桶谷委員長

報告書は、こういった依頼を受けて事実はどうであったか客観的に詳細にしていく必要がある。子どもや先生からの話も聞き事実を積み重ね明確にしていく必要がある。そして、学校や教育委員会の対応を検証していくこととなると思う。

○草地委員

一般的な第三者委員会のケースでは、調査に当たるのは委員が推薦した弁護士で、条例には、調査に必要であれば調査員を選任できるという規定を入れ、その費用についても補償できるようにされている。

○桶谷委員長

来たるべき時に備え、まず、要綱設置し有事の際には条例化するという方法も良いのかもしれない。準備だけはしておくという事が大事だと思う。

○教育部長

条例では事務局が教育委員会事務局となっているので、委員の命を受け事務局職員が実際の現場を調査し、委員の調査業務を補助すると考えていた。しかし、指摘のとおり中立性と言う観点では問題もあり、事務局としてイメージできていなかった。事案の程度の問題もあるが調査員などの補助については必要に応じての対応になっていくと思う。

○草地委員

大津や樫原の問題があって被害者への対応などについては一定集約化され、公正性・中立性に対する見方が厳しくなっている印象がある。調査員を含め人選については折角出した調査結果が偏っているかのように言われかねない部分もあるので、その点注意する必要がある。

○桶谷委員長

この委員会は、指導助言と調査の2つの役割がある。本来は別にした方が良い。

○教育部長

この附属機関は、教育委員会の自浄能力やカバナンス領域の取り組みまでと考えている。実際、重大事態が発生してしまうと、町長部局の再調査委員会まで及ぶと考えており、この委員会ではそれまでの取り組みや事案対応を行うものと考えている。

○桶谷委員長

子どもの貧困問題について、要・準要保護の割合は精華町ではどのようになっているか。

○学校教育課長

平成27年度では要保護小中合わせて1%。準要保護が6.7%、併せて7.7%。全国平均よりは低いが増加傾向にある。

○桶谷委員長

不登校の人数について、長期欠席の中に不登校、病気、経済的理由、その他であると思うが年間30日以上休む子供は何人いるか。

○学校教育係長

平成26年度の長期欠席者の数は中学校で43名、小学校で27名。不登校以外の主な内訳はフリースクールに通学しているものである。

○桶谷委員長

重大事態をどの時点で判断するか。

○教育長

欠席日数で判断する場合と、保護者の申し出による場合とが考えられる。

○岩井委員

事案があった際、カウンセラーは当事者の主観的な話をそのまま聞くことになる。事実確認をしているわけでは無いので、調査し正確な事実を知るという部分ではカウンセラーには向かない面がある。

○桶谷委員長

調査の際の子どもたちの心理状態や設問の内容が適切かどうかなど、子どもの心理状態を的確に捉えて調査がスムーズに行えるよう配慮いただく役割だと考えている。

○桶谷委員長

いじめ調査の段階わけの定義を後ほど資料で頂きたい。第1段階の件数として精華町では400件を超える数が増えており、京都市よりも多い件数となっている。これは嫌な思いをした件数などもきめ細かく拾い上げている京都府の基準のため、よりきめ細かな調査が行われておりで評価すべきである。

○教育長

当初いじめ調査の手法から国の方針をもとに京都府が調査方法を一新された。しかし、調査方法は府内によってもバラつきがあるし、同じ自治体でも学校によって判断基準が分かれ数字として大きな開きが出ているのも実態としてある。本町では実務担当者会議で事例交換などから共通認識を持って進めて行く必要があると考えている。どちらにしても、気になることがあれば出来るだけ拾い上げて行こうという姿勢に立っている。

○桑原委員

転入が多く、学校環境が違いかなり戸惑うという声を聞く。それがいじめに繋がる相談になり、対応すると言うような事例は無い。

○岩井委員

いじめ調査は記名の調査か。また、地域によっては保護者が自分の子供を傷付けるような言葉で責め立てることで、子どもの日常的な言葉として浸透し、それが学校生活のコミュニケーションの中で知らず知らずのうちに友達のを傷つけると言うケースがあるが、精華町ではどうか。

○森田指導主事

いじめ調査は、原則、記名の調査としている。

○総括指導主事

感覚的な話になるが、子どもの様子や、親の様子を見ていると、子供に対する思いが高く、それが子どもを責め立てる結果となっているのではないか、どこでそれを感じるかと言うと、子どもの様子を見てみると、「どうせ俺なんか出来ない」と言うあきらめの発言が多いように感じている。もし、その様なことを親に言われているのであれば、それは他の子どもへの言動にも出て、からかい等の原因になっているのかも知れない。

○桶谷委員長

学力については、正規分布となっているのか。

○総括指導主事

教科にもよるが二極化している傾向もある。

○桶谷委員長

授業が分からない、ついていけないという事になると、問題行動も多くなるし、いじめ問題も増えるという事に関連していただろうと思う。

○桶谷委員長

整理すると、重大事態が調査必要となった場合には調査員が必要な場合の事案も出てくる。画一的な対応にはならず臨機応変の対応となると思うが、明記されていない中で進めてしまうと後で町民の方などからご指摘を受けるので、事務局でそのルール作りについて検討する事。

(6) 情報交換・意見交流

(7) その他

○教育部部長

会議については、個別事案に及ぶことがあるため当分の間は非公開とし、開催概要については個人情報を除き基本的に公開していく。町の教育に関する政策形成過程の審議などについては必要に応じて会議の公開を可能としていきたいと考えている。